

会費及び入会金に関する規則

- (1) 正会員特別会員の入会金及び会費と各々の納期を次の通り定める

区 分		正 会 員	特別会員
入会金		当該年度の正会費の半期分とする正式入会決定後 1 週間以内に納入	当該年度の正会費の半期分とする入会決定後すみやかに納入
会 費	経常会費	9 月総会に於いて次年度の金額及納期を決定する。	当該年度の正会費の 1/10 とする。ただし、当該年度終了時に、満 70 歳以上の者の内希望する者は、当該年度の正会費の 1/5 を納入し、以降の会費納入義務は免除される。これら会費の次年度の納期については 9 月総会において決定する。
	特別会費		例会・家族会等に参加する場合 その都度実費を支払う

- (2) 入会金、経常会費及び特別会費の徴収は、会計担当理事の協力により確實迅速に行う。
- (3) 賛助会員の入会金は無しとし、会費は年額 2 万円とする。支払い時期は、特別会員の会費と同じとする。

附則

この規則の変更規定は令和元年 1 2 月 2 日から施行する